

質 問 ・ 回 答

令和5年11月20日公表

調達件名	厚別水再生プラザ運転管理業務
■仕様書について	
質問1	第31条／施設概要 本業務の対象施設の7項「厚別コンポスト工場」における業務は、別紙18／本業務に含まれる施設固有の業務の3項「厚別コンポスト工場施設の敷地内巡回点検」に記載されているとおりとの理解でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり
質問2	第50条／業務履行に伴い発生する副産物の処置 2項に、「受託者の事業活動に伴って発生した 廃棄物等は、受託者の責任において適正に処分しなければならない。」とありますが、受託者が産廃処分業者と処分に関する契約を結ぶとの理解でよろしいでしょうか。
回答	お見込みのとおり
質問3	別紙12／保守点検業務要綱 2. 定期点検(4)「法定点検」業務 ①クレーン点検について、定期自主検査の点検間隔は、クレーン等安全規則 第34条及び35条に則るとの理解でよろしいでしょうか。 また、同③真空式温水ヒータ点検の定期自主検査とは、ボイラ及び圧力容器安全規則第32条に定められた項目を目視で確認するとの理解でよろしいでしょうか。
回答	いずれもお見込みのとおり
■契約約款について	
質問4	第14条／設計変更等 委託料の変更について記載がありますが、業務従事者の賃金水準となる労務単価の変動に伴う契約金額の変更に係るスライド制度については、札幌市様の「市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針」及び「役務契約スライド事務マニュアル」の内容が本業務にも準用されるものと考えてよろしいでしょうか。
回答	「市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針(平成25年1月22日管財部長決裁)」におけるスライド制度は、次の①～④の条件を全て満たす契約を対象として運用しています。したがって、本契約は当該スライド制度の適用対象外となります。 ① 建築物の附帯設備の運転・監視等業務であること。 ② 国土交通省が定める「建築保全業務共通仕様書」に準じた仕様であること。 ③ 国土交通省が定める「建築保全業務労務単価」を用いて「建築保全業務積算基準」に基づいて積算したものであること。 ④ 「札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年条例第39号)」を適用して調達した契約であること。